

## 審査基準及び標準処理期間

所属名	健康福祉部 生活衛生課 生活営業担当
内線番号	4757

No.	項目	内容
①	処分名	旅館業営業許可
②	法令名	旅館業法
③	法令番号	昭和23年法律第138号
④	根拠条項	第3条第1項
⑤	処分権者	保健所長
⑥	法令の定め	第3条第1項 旅館業を經營しようとする者は、都道府県知事(保健所を設置する市又は特別区にあつては、市長又は区長。第4項を除き、以下同じ。)の許可を受けなければならない。ただし、ホテル営業、旅館営業又は簡易宿所営業の許可を受けた者が、当該施設において下宿営業を經營しようとする場合は、この限りでない。
⑦	審査基準	旅館業法第3条第2項、第3項、第4項、旅館業法施行令(昭32政令第152号)第1条、第2条、旅館業法施行規則(昭和23年厚生省令第28号)第1条、第5条、旅館業法施行条例(昭23府条例第49号)第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、旅館業法施行細則(昭33府規則第15号)第5条、第6条、第7条による
⑧	経由機関名	
⑨	協議機関名	
⑩	標準処理期間	(⑪合計期間)申請のあった日から20日以内
	経由機関	
	協議機関	
	当該処分期間	申請のあった日から20日以内
⑫	問合せ	生活衛生課生活営業担当(075-414-4757)
⑬	備考	